平成２９年（フ）第１７５２号
札幌市南区真駒内本町３丁目９番２―201号
債務者　本間久美江
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７５９号
北海道北広島市大曲光２丁目３番地５
債務者　本條　峰子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６４号
札幌市白石区菊水１条３丁目３番46号　メゾンドブラン301号
債務者　佐々木義人
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６５号
札幌市白石区菊水１条３丁目３番46号　メゾンドブラン301号
債務者　佐々木奈苗
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８２号
札幌市東区北19条東10丁目２番１―201号
債務者　山本　香織
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６号
山形県酒田市若浜町22番15号
債務者　今野　早苗（旧姓北脇）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第４８号
山形県酒田市光ケ丘４丁目16番30号
債務者　兵藤ゆかり
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２１９号
群馬県伊勢崎市上泉町159番地１　広木ハイツ10
債務者　堀内ルイスこと　ＡＲＡＵＪＯ　ＨＯＲＩＵＣＨＩ　ＬＵＩＳ　ＹＯＳＨＩＭＩＴＺＵ
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３８号
群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡2186番地１
債務者　林　　達人
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８号
群馬県沼田市下川田町209番地１　鈴木アパート２号
債務者　佐藤　和樹
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
群馬県高崎市芝塚町1980番地８、前住所群馬県藤岡市坂原2157番地
債務者　秋山　太一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９４２号
京都府宇治市五ケ庄新開９番地の１　宇治アロームⅠ・205号
債務者　田中　仁美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９０７号
堺市美原区南余部310番地11
債務者　末次　　晶（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９８号
広島市佐伯区八幡１丁目３番３―404号
債務者　先岡　明次
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５０号
広島市東区戸坂新町２丁目45番10―406号
債務者　櫻井　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
山口県萩市大字椿東1361番地12
債務者　中村　和博
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第５７号
北海道美唄市東７条南４丁目３番１号
債務者　三浦　亮輔
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部